

平成27年第2回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月11日(月)	
○町長挨拶	5
○幹部職員の紹介	5
○臨時議長の紹介	6
○臨時議長の挨拶	6
○開 会	7
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○仮議席の指定	7
○議長の選挙	7
○議長就任の挨拶	8
○議事日程の追加	9
○議席の指定	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○副議長の選挙	10
○副議長就任の挨拶	11
○常任委員会委員の選任	11
○常任委員会正副委員長の互選	12
○議会運営委員会委員の選任	13
○議会運営委員会正副委員長の互選	13
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	13
○皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙	14
○議案等の説明のため出席した者の紹介	15
○町長提出議案の報告及び一括上程	15
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	15
・議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例)	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	19
・議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	20
・議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険条	

例の一部を改正する条例)

○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	2 2
・議案第23号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第24号の説明、採決	3 1
・議案第24号 長瀬町監査委員の選任について	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	3 2
○町長挨拶	3 2
○閉 会	3 3

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第46号

平成27年第2回長瀬町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年5月7日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 平成27年5月11日(月)

2 場 所 長瀬町役場議場

- 3 付議事件
- (1) 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例)
 - (2) 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (3) 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
 - (4) 議案第23号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算(第1号)
 - (5) 議案第24号 長瀬町監査委員の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

不応招議員（なし）

平成27年第2回長瀬町議会臨時会 第1日

平成27年5月11日（月曜日）

議事日程（第1号）

- 1、町長挨拶
- 1、幹部職員の紹介
- 1、臨時議長の紹介
- 1、臨時議長の挨拶
- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議事日程の報告
- 1、仮議席の指定
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任の挨拶
- 1、議事日程の追加
- 1、議席の指定
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任の挨拶
- 1、常任委員会委員の選任
- 1、常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 1、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第24号の説明、採決
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君
教育長	宮	原	利	定	君	会計	大	澤	彰	一	君
総務課長	野	原	寿	彦	君	企画	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林		宜	子	君	財政	中	畝	健	一	君
健康福祉課長	福	田	光	宏	君	町民	横	山	和	弘	君
建設課長	坂	上	光	昭	君	産業	若	林		実	君
						観光					
						課					
						教育					
						次長					

事務局職員出席者

事務局長	福	島	基	之	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

○事務局長（福島基之君） 皆さん、おはようございます。事務局長の福島です。よろしくお願いいたします。

本日は、議員の皆様におかれましては、ご多忙の折、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まず初めに、町長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。



◎町長挨拶

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

周囲の山々がもえぎ色に染まり、若葉が鮮やかな季節の中、本日ここに新たな議会の第一歩がスタートするわけでございます。平成27年第2回臨時議会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

4月26日に執行されました長瀬町議会議員一般選挙におきまして、定数10名に対し11名が立候補という激戦となりましたが、本日ご出席いただいております10名の皆様が当選となり、町民を代表する町議会議員に晴れて就任されましたこと、心からお喜び申し上げます。議員の皆様におかれましては、ご指導、ご協力を切にお願い申し上げますとともに、今後町の進むべき方向等、執行部と議会が一体となり、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、4月29日、春の叙勲が発表され、前長瀬町長の大澤芳夫氏が旭日双光章を受賞されました。大澤氏は、町議会議員、町長として22年以上にわたりご活躍され、町政の発展に多大な貢献を果たされたことが認められ、このたび栄えある受賞となりました。町民を代表いたしまして、心からお喜び申し上げます。

さて、今議会でご審議いただきます案件は、専決処分をさせていただきました条例の一部改正3件と補正予算案1件、人事案件1件の計5件でございます。慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。

甚だ簡単でございますが、開会に当たりましての私のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎幹部職員の紹介

○事務局長（福島基之君） ありがとうございます。

次に、幹部職員の紹介を、平副町長から順次お願いいたします。

○副町長（平 健司君） おはようございます。副町長の平健司でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、改選後の初議会でございますので、私から、説明等のため参与席にて出席しています幹部職員の紹介をさせていただきます。

なお、町長につきましては、先ほどご挨拶いたしましたので、割愛をさせていただきます。

それでは、順次紹介をさせていただきます。

教育長の宮原利定でございます。

- 教育長（宮原利定君） はい。
 - 副町長（平 健司君） 会計管理者兼出納室長の大澤彰一でございます。
 - 会計管理者（大澤彰一君） 大澤でございます。よろしく願いいたします。
 - 副町長（平 健司君） 総務課長の野原寿彦でございます。
 - 総務課長（野原寿彦君） 野原です。よろしく願いいたします。
 - 副町長（平 健司君） 企画財政課長の齊藤英夫でございます。
 - 企画財政課長（齊藤英夫君） 齊藤でございます。よろしく願いいたします。
 - 副町長（平 健司君） 税務課長の林宜子でございます。
 - 税務課長（林 宜子君） 林でございます。よろしく願いいたします。
 - 副町長（平 健司君） 町民課長の中畝健一でございます。
 - 町民課長（中畝健一君） 中畝でございます。よろしく願いいたします。
 - 副町長（平 健司君） 健康福祉課長の福田光宏でございます。
 - 健康福祉課長（福田光宏君） 福田でございます。よろしく願います。
 - 副町長（平 健司君） 産業観光課長の横山和弘でございます。
 - 産業観光課長（横山和弘君） 横山でございます。よろしく願いいたします。
 - 副町長（平 健司君） 建設課長の坂上光昭でございます。
 - 建設課長（坂上光昭君） 坂上です。よろしく願いいたします。
 - 副町長（平 健司君） 教育次長の若林実でございます。
 - 教育次長（若林 実君） 若林でございます。よろしく願いいたします。
 - 副町長（平 健司君） 幹部職員等の紹介につきましては以上でございます。
- 今後ともよろしく願いを申し上げます。
- 事務局長（福島基之君） ありがとうございます。



◎臨時議長の紹介

- 事務局長（福島基之君） ここで、臨時議長をご紹介させていただきます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

では、年長の野口健二議員をご紹介いたします。

〔臨時議長、野口健二君議長席に着く〕



◎臨時議長の挨拶

- 臨時議長（野口健二君） ただいまご紹介いただきました野口健二です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

◇

◎開会の宣告

(午前9時)

- 臨時議長（野口健二君） ただいまの出席議員は全員でございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回臨時会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

- 臨時議長（野口健二君） 本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

- 臨時議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告します。

本日の議事日程は、お手元にご配付してある議事日程のとおりでございますので、ご了承をお願いします。

◇

◎仮議席の指定

- 臨時議長（野口健二君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席となります。

◇

◎議長の選挙

- 臨時議長（野口健二君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（野口健二君） ただいまの出席議員は10名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に井上悟史君、田村勉君をご指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（野口健二君） ご異議ないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（野口健二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野口健二君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（野口健二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○臨時議長（野口健二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野口健二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わりにします。

開票を行います。

井上悟史君及び田村勉君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（野口健二君） 開票の結果をご報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票でございます。

有効投票のうち

新井利朗君 7票

関口雅敬君 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の最も多い新井利朗君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（野口健二君） ただいま当選されました新井利朗君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎議長就任の挨拶

○臨時議長（野口健二君） 新井利朗君、議長就任の挨拶をお願いいたします。

○9番（新井利朗君） おはようございます。一言議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただいまは議員改選後の議会構成に当たり、不肖私が大方のご支援をいただいて当選人となりました。身に余る光栄でございます。責任の重さをひしひしと感じているところでございます。私はもとより浅学非才、その器ではありませんが、ここに皆様のご推挙を受けました上は、職務に一身をささげる決意でございます。議会運営に当たりましては、公正中立を旨として、議会の円滑な運営に努力したいと思っております。皆様におかれましては、今後より一層のご支援、ご鞭撻を賜りたいと存じます。

現在は、地方創生の時代とのかけ声がかかる中、人口の減少と少子高齢化傾向への対策をしながら、財政の健全化と財政基盤の確立に取り組む必要性など大きな課題を背負っております。この課題の解消、解決には、執行機関と議会が一体となって取り組み、乗り切って、長瀬町の進展と住民福祉の向上などにより、町民が生きがいと住みがいのあるまちづくりを目指さなければなりません。重ねて皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上で就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○臨時議長（野口健二君） これをもって臨時議長の職務を全て終了いたしました。

ここで議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

〔議長、議長席に着く〕

◇

◎議事日程の追加

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

ここで、お手元に配付してあります平成27年第2回長瀬町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加1）のとおり日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◇

◎議席の指定

○議長（新井利朗君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長から指定します。

ただいまご着席の仮議席を本議席と指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（新井利朗君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 井上悟史君

2番 田村勉君

3番 野原隆男君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（新井利朗君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。



◎副議長の選挙

○議長（新井利朗君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（新井利朗君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に野原隆男君及び岩田務君をご指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（新井利朗君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（新井利朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（新井利朗君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

野原隆男君、岩田務君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（新井利朗君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

野口健二君 6票

関口雅敬君 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の最も多い野口健二君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（新井利朗君） ただいま当選されました野口健二君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎副議長就任の挨拶

○議長（新井利朗君） 野口健二君、副議長就任ご挨拶をお願いいたします。

○6番（野口健二君） 皆さん、こんにちは。ただいま副議長に選任されました野口と申します。私も5年目に入りますけれども、全身全霊でもって副議長の職務をやっていきたいと思いますので、よろしく願います。

甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新井利朗君） 上着の着脱はご自由をお願いいたします。

◇

◎常任委員会委員の選任

○議長（新井利朗君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、各自の希望をとり、調整の上、委員会構成をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、各自の希望をとって委員会構成することにいたします。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前10時12分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、議長からご指名いたします。

総務教育常任委員会委員は、染野光谷君、新井利朗君、村田徹也君、田村勉君、井上悟史君。

経済観光常任委員会委員は、大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、岩田務君、野原隆男君。

以上のとおりご指名したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議ないものと認めます。

よって、各常任委員会委員は以上のとおり決定いたしました。

次に、各常任委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

休憩 午前10時14分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（新井利朗君） 各常任委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 村 田 徹 也 君

副委員長 染 野 光 谷 君

経済観光常任委員会委員長 関 口 雅 敬 君

副委員長 野 原 隆 男 君

以上のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（新井利朗君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、長瀬町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長からご指名申し上げます。

染野光谷君、関口雅敬君、村田徹也君、岩田務君、野原隆男君、田村勉君。

以上のとおりご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は以上のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（新井利朗君） 議会運営委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長 染野光谷君

副委員長 野原隆男君

以上のとおり決定いたしました。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（新井利朗君） 日程第7、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

秩父広域市町村圏組合議会議員に大島瑠美子君、岩田務君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました大島瑠美子君、岩田務君を秩父広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました大島瑠美子君、岩田務君が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大島瑠美子君、岩田務君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙

○議長（新井利朗君） 日程第8、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長から指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

皆野・長瀬上下水道組合議会議員に染野光谷君、野口健二君、野原隆男君、田村勉君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました染野光谷君、野口健二君、野原隆男君、田村勉君を皆野・長瀬上下水道組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました染野光谷君、野口健二君、野原隆男君、田村勉君が皆野・長瀬上下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました染野光谷君、野口健二君、野原隆男君、田村勉君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（新井利朗君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため出席を求め、あるいはその委任を受けて出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

- 議長（新井利朗君） 日程第9、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。
- 今期臨時会に町長から提出されました議案は、議案第20号から議案第24号までの5件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。
- それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（新井利朗君） 日程第10、議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。
- 提案理由の説明を町長に求めます。
- 町長。
- 町長（大澤タキ江君） 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。
- 地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じ、平成27年3月31日付で長瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。
- よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。
- 税務課長。
- 税務課長（林 宜子君） よろしく申し上げます。議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。
- 町長の提案理由の説明にありましたとおり、平成27年度税制改正に伴う地方税法の一部を改正する法律

が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町税条例等の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第9号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。今回の主な改正内容でございますが、軽自動車税のグリーン化特例の導入や2輪車に係る税率の引き上げが平成27年4月1日から1年延期されますこと、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化等でございます。

恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料、議案第20号、第1条関係につきまして、長瀬町税条例新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正により条項の繰り上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください承賜りますようお願い申し上げます。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。第2条でございますが、番号法の施行に伴い、所要の整備を行うものでございます。

次に、第31条は、法人税の均等割の税率を規定してございますが、資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置の創設に伴い、同条第2項の所要の改正を行うとともに、新たに4項を設けたものでございます。

4ページ中段をごらんください。第33条第2項でございますが、所得税において、国外転出時に1億円以上の有価証券等を所有等をしている場合、譲渡所得等の課税の特例が新設されましたが、個人住民税におきましては特例を創設しないものとするものでございます。

5ページをごらんください。第36条の2は、番号法の施行に伴い、法人番号の規定の整備を行うものでございます。5ページ下段から7ページをごらんください。第48条第6項、第50条第3項は、法人の町民税の申告納付等につきまして規定しておりますが、法人税法の改正に伴い、所要の措置を行うものでございます。

7ページ中段から14ページをごらんください。第51条、第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第139条の3及び第149条につきましては、番号法の施行に伴い、個人番号及び法人番号等の規定の整備を行うものでございます。

16ページをごらんください。附則条文でございますが、附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について規定してございます。消費税率引き上げ時期の変更に伴い、個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限を1年半延長し、その対象となる家屋の入居分を平成31年までとするものでございます。

16ページ中段から18ページ上段をごらんください。附則第9条でございますが、条文に個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の見出しを付し、同条の次に第9条の2を新たに創設し、個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、給与所得者が確定申告を行わず、ワンストップで寄附金税額控除が受けられる特例を規定するものでございます。

附則第10条の次に附則第10条の2を創設し、地方税の特例措置につきまして、国が一律に決めておりました固定資産税等の課税標準の特例内容を各地方公共団体が自主的に判断し、条例で制定できるよう地域

決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の導入に伴い、新たに条例において特例割合を規定するもの
でございます。

附則第10条の2第1項でございますが、汚水または廃液を排出する処理施設を法に基づき設置した場合、
条例により償却資産の課税標準の特定割合を3分の1に規定するものがございます。

次に、同条第2項でございますが、大気汚染防止法に基づく指定物質排出抑制施設は、条例により建物の
課税標準の特定割合を2分の1に規定するものがございます。

次に、同条第3項でございますが、土壌汚染対策法に基づく排水設備を有する建物は、条例により建物の
課税標準の特定割合を2分の1に規定するものがございます。

次に、同条第4項でございますが、下水道除外施設において法に基づく施設は、条例により建物の課税
標準の特定割合を4分の3に規定するものがございます。

次に、同条第5項でございますが、ノンフロン製品の業務用冷蔵庫及び冷凍装置が法に基づく製品の場合、
条例により償却資産の課税標準の特定割合を4分の3に規定するものがございます。

次に、同条第6項でございますが、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅におきましては、条例により
建物の課税標準の特例割合を3分の2に規定し、その対象資産の新築期限を平成29年3月31日までとする
ものがございます。

18ページから21ページをごらんください。附則第10条の2第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、
第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号につきましては、
番号法の施行に伴い、個人番号または法人番号等の規定を整備し、同条を附則第10条の3に改める
ものがございます。

21ページ下段をごらんください。附則第11条は、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の
意義を規定してございます。この特例適用期限を平成29年度までとするものがございます。

21ページ下段から22ページをごらんください。附則第11条の2でございますが、平成27年度が固定資産
税の評価替えの年度に当たりますことから、下落修正の特例期限を平成28年度分または平成29年度分の各
年度分の固定資産税に適用するよう改めるものがございます。

22ページ中段から25ページをごらんください。附則第12条及び附則第13条は、宅地等及び農地に対して
課する各年度分の固定資産税の調整の特例を3年間延長し、平成29年度までとするものがございます。

25ページ中段をごらんください。附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例を規定してございます。
同条第1項におきまして、この特例期限を3年間延長し、平成29年度までとし、同条第2項では平成30年
3月31日まで延長するものがございます。

26ページをごらんください。附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例が導入されましたことに伴い、
平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽4輪等につきまして、その燃費性能に応じた税率の
特例を平成28年度課税分のみに対応させるため、新たに規定するものがございます。

附則第16条第1項でございますが、電気自動車及び天然ガス自動車の一定基準に適合したものにつつま
して、税率のおおむね75%を軽減するものがございます。

26ページ下段の表をごらんください。第28条第2号ア、中段の3,900円は、3輪の軽自動車の税額でご
ざいますが、軽減により税額がウ欄の1,000円になるものがございます。同様に6,900円は、4輪の乗用の
営業車で、軽減により税額が1,800円に、1万800円の4輪の乗用の自家用車は2,700円に、3,800円の4輪
の貨物営業車は1,000円に、5,000円の4輪の貨物自家用車は1,300円にそれぞれ税額が軽減されるもので

ございます。

27ページ上段の表をごらんください。附則第16条第2項でございますが、ガソリンを燃料としている軽4輪車等につきまして、エネルギー消費効率が一定基準に適合したものについて、税率のおおむね50%を軽減するものでございます。

27ページ下段の表をごらんください。附則第16条第3項でございますが、ガソリンを燃料とする軽4輪車等につきまして、前項の適用を受けるものを除き、エネルギー消費効率が一定基準に適合するものについて、税率のおおむね25%を軽減するものでございます。

次に、附則第16条の2は、旧3級品たばこのエコー、わかば、しんせい等の6銘柄に係る特例税率の廃止に伴い、削除するものでございます。

28ページをごらんください。附則第22条でございますが、番号法の施行に伴い、個人番号または法人番号の規定を整備するものでございます。

続きまして、第2条関係につきまして、参考資料、議案第20号、第2条関係、長瀬町税条例及び長瀬町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんください。第23条第2項は、法人町民税の納税義務者を規定してございます。法人税法におきまして、外国法人の恒久的施設が定義されましたことに伴い、改めるものでございます。

附則条文でございますが、附則第16条は、軽自動車税の税率の特例を規定してございます。平成26年度の税制改正におきまして、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされておりました原動機付自転車及び2輪車等に係る税率の適用開始時期が1年延長されましたことに伴い、改めるものでございます。

2ページ上段の表をごらんください。法附則第30条第1項でございますが、3輪以上の軽自動車が初めて車両番号の指定を受けてから14年経過するものにつきましては、同表のウ欄に掲げる税率に改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条につきましては、この条例の施行期日を平成27年4月1日と定め、主なものとして、軽自動車税の税率の特例の重課の改正は公布の日から、所得割の課税標準の改正につきましては平成28年1月1日から、たばこ税の旧3級品の特例税率の廃止は平成28年4月1日から、個人番号法に伴う個人番号または法人番号等の規定の整備に関連いたします改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日からの施行とするものでございます。

第2条以降につきましては、今回の条例改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第11、議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日施行されることに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、平成27年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございませんでしたので、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第10号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正内容でございますが、中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減対象者の拡充でございます。

恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料、議案第21号、長瀬町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明させていただきます。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。第2条第2項の基礎課税額の改正でございますが、

医療分の限度額につきまして1万円引き上げ、「51万円」から「52万円」に改めるものでございます。

次に、第3項でございますが、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額につきまして1万円引き上げ、「16万円」から「17万円」に改めるものでございます。

次に、第4項でございますが、介護納付金課税額に係る限度額につきまして2万円引き上げ、「14万円」から「16万円」に改めるものでございます。

次に、第23条は、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算出方法を規定してございますが、第2条の課税限度額引き上げに伴い、条文の整備を行うものでございます。

2ページをごらんいただきたいと存じます。同条第2号は、国民健康保険税の軽減措置に係る5割軽減基準額の算定方法を規定してございます。軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、軽減の算定基準となる控除額を現行の「24万5,000円」から「26万円」に引き上げることにより、軽減措置の対象者が拡大されましたことにより、低所得者の負担の軽減が図られるものでございます。

次に、同条第3号は、2割軽減基準額の算定方法を規定してございます。軽減の算定基準となる控除額を現行の「45万円」から「47万円」に引き上げることにより、世帯の軽減判定所得の基準額が引き上げられ、5割軽減と同様に軽減措置の対象者が拡大されるものでございます。

次に、第23条の2でございますが、国民健康保険の被保険者が非自発的の失業者である場合、その者の給与所得につきまして、その翌年度末までの所得算定を100分の30として計算する特例を法律に基づき規定するものでございます。

議案にお戻りいただきまして、下段の附則でございます。第1条におきまして、この条例の施行期日を定めたもので、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次のページの第2条でございますが、今回の条例改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第21号 専決処分承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり承認することに決定しました。



○議長（新井利朗君） 日程第12、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成27年3月11日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険条例を改正する必要が生じ、平成27年3月31日付で長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成27年3月11日に公布され、4月1日に施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございませんでしたので、長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分をさせていただき、同日長瀬町条例第11号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分をいたしました長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正は、法の改正により所要の規定の整備を行うものでございます。

恐縮ではございますが、お手元に配付してございます議案第22号参考資料、長瀬町国民健康保険条例新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。まず、第6条第2項の一部負担金の改正でございますが、引用しております注の項ずれが生じたので、「項注7」を「項注8」に、第9条第1項の保険事業につきましても、引用しております条項が繰り下げられたことに伴い、「法第72条の4」から「法第72条の5」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第13、議案第23号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第23号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,890万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を32億7,545万8,000円にしようとするものでございます。

補正内容は、歳入では一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金の増額、財政調整基金繰入金
の増額、歳出は総務費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出
するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第23号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）につ
きましてご説明いたします。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳
出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,890万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億
7,545万8,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。まず、
歳出の補正内容でございますが、第19款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、第2節雑入1,350万円は、一
般社団法人自治総合センターコミュニティ助成金で、交付決定によるものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金540万円は、歳出額との不足額を繰り入

れるものでございます。

続きまして、10、11ページをお開きください。歳出の補正内容につきましてご説明いたします。第2款総務費、第1項総務管理費、第9目自治振興対策費、補正額1,350万円は、第19節負担金、補助及び交付金で一般コミュニティ助成事業助成金230万円は、地区集会所備品整備事業、コミュニティセンター助成事業助成金1,120万円は、地区集会所新設に伴う経費となっております。

続きまして、第2項企画費、第1目企画総務費、補正額540万円は、第13節委託料で、地方創生に伴います地方版総合戦略策定に係る事務委託料で、長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を委託するための経費でございます。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田君。

○5番（村田徹也君） まず、2点質問します。

1点は、歳出のほうで、コミュニティセンター助成事業助成金ということで、新たにコミュニティセンターをつくるというふうなお話ですが、どの地区の、または何カ所かというふうになっているのか、具体的にそれを知りたいという点が1点。

2点目は、地方版総合戦略策定にかかわる事務委託料540万円ですが、これについては地方創生法の中で人口ビジョンを現状把握というふうなことの委託なのか、それとも起草作業全体にかかわるものなのか。もし起草作業全体であるならば、当然町役場でもこのような資料を持っていると思いますけれども、以下読ませてもらいます。「戦略策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えありませんが、戦略の起草作業自体は、住民や産官学金労言の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うようお願いします」というふうなことで書かれています。前回の3月議会で私質問しましたが、要するに地方創生に対して町として町民の意見を聞くというふうなお話だったですよ。委員会を立ち上げ、新たに立ち上げてというふうなお話だったのですが、そんなような、まず町として根幹のものをそういう委員会なり、または役場庁舎内でつくって、それに対しての委託なのかどうか。まず、委員会ができていいのかどうか、そこで委員会で諮ったのかどうか。さらに、その内容についてこんなふうになっていて、では枝葉のところを委託するのだというふうな予算であれば、これはいたし方ないと思うのですが、まるっきり丸投げの形であれば、その540万円ですか、今年度中にこれは総合戦略立てなければいけないということになっていますので、これは仕方ないことだと思うのですが、その根幹のことが全然わからないで予算だけ出てきても、何かこれだけだと丸投げなのではないかなというふうに思われますので、その点について2点ばかりお願いします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

集会所の建設場所については、長瀬町岩田、高橋地区集会所ということでございます。建物面積については、87.36平米の新築でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、この地方創生の委託料については、丸投げかということでございますが、あくまでも基礎調査で

ございます。基礎の数値、あとどのような戦略が必要かというような調査をさせていただきます。平成27年の3月議会のときに補正で人口ビジョンの補正をお認めいただきまして、ことし新たに、もしお認めいただければ、今回の総合戦略と人口ビジョンをあわせた委託を考えております。あくまでも基礎的な数値、あと基礎的な目標とか、そういう基礎的なものを出していただきます。先ほどありました住民参加の本部でございますが、今現在委員の公募を行っております。一般公募は、今回の区長回覧と、あとホームページのほうにも掲載されておりますが、委員の一般公募を今させていただいているところでございます。あわせて、この地方創生に対する意見の公募もさせていただいているところでございます。予定としましては、これから6月に入りまして、この委員の公募を受けまして、産、官、学、いろいろなものをあわせて、推進本部を設置をしていきたいと考えております。

また、このスケジュール等は、また各議員さんにも、どんなふうに行っていくかというのを後日詳しい説明をさせていただきたいと思いますが、あくまでもこのビジョンにつきましては、基礎的な、先ほどありましたが、基礎的なものしかだめだということですので、丸投げということではございません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田君。

○5番（村田徹也君） まず、コミュニティセンターのほうなのですけれども、以前宝くじの助成金というふうなお話があったわけなのですが、それについては、その予算はこの中に入っていないと考えて、全くそれということで考えてよろしいわけですね。

では、2点目、起草作業というふうなことにつきましてですが、人口ビジョンと、それから基礎的な調査ということで、前回出たのと合わせると約800万円ぐらいですよ。地方創生に関してなのですけれども、まだ多分これから基礎的なものが出て、さらに町として根幹を考えると。それをさらにということ、かなりこのサンプリング企業等にはお金がかかるのではないかなと予測されますが、いずれにしても途中経過でもいいから町として地方創生について、こういうものというお考えはあると思うのです。それが示されないうで基礎調査、基礎調査。確かに基礎調査はやらなければならないということになっているわけなのですけれども、庁舎内とかでもそういうことに関して、我々にも知らせていただければ、当然この地方創生については、議会でも地方創生についてやっていかなければいけないというふうなことがありますので、その点について大まかでも結構ですから、方向性というのを、それを持ってから基礎調査というのが当然だと思うのです。その点についてお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

議会への審議も必要だということですが、今回この推進会議、一般の町民も含めた推進会議を、今の予定ですと年4回開催する予定で進めております。その委員会を開催する前には、必ず議会にその内容をお示しして、そこでまた変更になれば変更になったものを推進委員会にかけていくということで現在計画しております。

また、先ほども申しましたが、後日議員の皆様に、この地方創生全体の計画とか、スケジュール、そういうものをお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田君。

○5番（村田徹也君） 今の答弁ですと、まず執行部といいますか、町当局として地方創生についてこういう柱でということとはちょっと示されていないと思うのです。それが1点。

もう一点は、委員会を開いてということは非常に結構で必要なことだと思います。それに関して、確かに重大なことですよ。交付金額が決まってきたりとか、そういうことになりますので、広く町民の意見を、公募も非常に厳しいと思うのです。実際公募で上がってくる人が少なかったりした場合に、やはり各団体の代表者がこういうふうに出てきたりとか、そういうことになってしまうと思うのですけれども、やはりその場合に、その団体にこういうことでやるからと、代表で出てきた方についてはこんなふうな、非常に難しい題目だと思うのです。地方創生といっても、一般町民に、私もまだよく把握できていないので、その地方創生というのはこういう形だと。長瀬町はこういうふうにしよとか、そういうものを、その団体なら団体に示していただいて、それでその中で、ああ、こういうのがあるのではないかとか、そういうことで吸い上げていただいた代表の方々に話をさせていただくと。ぜひそういう方向でお願いしたいと。それは極力、そうでないと委員会を開いたといっても、本当に個人の意見になってしまう場合があると。あとは、やはりインターネット、お年寄りにはなかなか見られないということもありますので、そういう方の意見、または子育て中の人といますか、子育て世代の方々の意見をというのになかなか代表で上がってこないような気がするのです。そういう意見をどう取り上げていくかということも、町当局の手腕ではないかと思うのです。いろんな層の人たちの意見を聞くと。ぜひそういう方向でやっていただきたいと。それは要望。ただ、柱というのがちょっと見えないと。もしこういう柱でというのができていないとしたら、早急にぜひ町当局で、こういう地方創生についてやっていきたいと。とにかく人と、それから情報と、それから予算と、これが国から来るわけですから、特に内容も当然ご存じだと思いますが、そういう独自性とか、そういうしっかりしたものがないと来ないよと。どこも同じだということでは、ある程度しっかりした中心がないと、コンサルティング会社でやっても、どこでも同じようなものをつくってしまうので、例えばプレミアム商品券なんていうのはどこでもやっていることですから、そんなの威張れることではないと。ぜひそういう方向でやっていただきたいと。

以上です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

多分まだ、どんなスケジュールになって、どういうふうなことをやるかというのがまだ議員さんも心配だと思うので、できればなるべく早目に、その全体のスケジュール等を組んで皆さんにお示ししたいと思います。その中で、まだいろいろな委員さんの意見等もございまして、柱というのはまだ決定はしてございません。大体こんな感じで進めたらいいのかなというものは、私個人とか町長とか、いろいろありますが、まだ正式な柱というのは決定しておりませんので、ある程度スケジュールをお示しできるころには、こんな感じでやってきたいというふうなものをつくればと思っております。

それとあと、各業者に頼む場合、同じようなのできるということなのですが、今回公募型のプロポーザル方式を考えておまして、長瀬町に合った提案をしてくれた企業を採用しようかなと考えております。どんなふうに長瀬のことを考えてくれるのかなという、そういう提案を各業者にさせていただいてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっと村田議員との関係で、ちょっと質問したいのですけれども、この5,400万

というあれですね。このお金の中身がさっぱりわからないのです。例えば、町民の皆さんから聞かれて、5,400万と言われても……

〔「540万」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 田村議員に申し上げます。

540万円です。

○2番（田村 勉君） 540万ね。その中身というのは、例えばこれにどのくらいかかるとかという、それは明らかにできないのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、田村議員の質問にお答えいたします。

この委託料の内容というのは、あくまでも総合戦略を策定していただく基礎資料をつくっていただく内容でございます。ですから、今回、先ほど申しましたようにプロポーザル方式で業者を選定する予定でございますが、その業者がどういう計画、長瀬町はこういうふうなものを行ったほうがいいのかというような計画を出していただく、その委託料になっております。あくまでも人口ビジョンと総合戦略の策定の基礎資料をつくっていただくための委託料ですので、何に幾らとかということはありません。その事業を委託するための事業ですので、その中に例えば人件費が幾らとかというようなことを、詳しいものはございません。

○2番（田村 勉君） これでは、さっきの村田議員の発言ではないけれども、丸投げと同じような形になってしまうのではないのでしょうか。例えば……

○議長（新井利朗君） 2番、田村君、指名を受けてから発言をしてください。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今もちょっと言ったのですけれども、まるっきり全部ということではなくて、例えばその540万のうちの、これにはこれぐらいというのは何もないのですか。それが少ないと、例えば町民の人から聞かれても答えようがないと思うのだよね。まるっきりあれがね。だから、できれば少しでもわかっている範囲で教えてもらいたいと思うのだけれども。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 先ほど村田議員にもお答えしましたが、全てをこの業者に任せるのではなく、あくまでも基礎的な資料を提出していただく、そういう計画を立てていただくということですので、実際は役場の中にも戦略本部もございます。新たに6月に予定の推進委員会もございます。そこで協議をしていただいて、審議をしていただいて、そこで最終的な計画ができるということでございます。ですから、あくまでもその計画を立てるための資料、どういうふうに長瀬町が今後進んでいったらいいのかというような資料を提出していただきます。それを今回プロポーザル方式といいまして、この事業に……

〔「プロポーザル何とかって意味がわからない」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） 今説明させていただきます。この事業、例えば町でプロポーザル方式をやりますということで告示をさせていただきます。そうすると、長瀬町の計画に興味を持たれた業者が立候補していただきます。それが何社になるかちょっとわかりませんが、今のところ3社ぐらいは来ておりますので、そういう方たちが入っていただいて、では長瀬町が今後この人口ビジョン、総合戦略をつくるのにどういうことをやったらいいかという、どういうことに向かってやったらいい、例えばこの数字、こういう今数字がありますので、この数字をどういうふうに持っていくのだというような提案をしていただき

ます。その提案の中で、長瀬町のことを一番考えていただいている業者を選定しまして、そこに委託をすると。その業者が委託を受けた内容で、ある程度、例えば長瀬町の人口が、今推計ですと2060年には4,000人台になってしまうと。それをどうしようというような、何でその4,000人台になってしまうかというような資料もあわせてつくっていただきます。その資料をもとに、ではこの人口を減少するのはどうやったら長瀬町はとめられます、とめていく、それとも落ちていくカーブの角度をもう少し緩やかにしていくと。最終的には、例えば現在の人口を維持するとか、7,000人台におさめるとかというような計画を立てるのは、あくまでも推進委員会なり、町の方針で決めていくことです。ですから、今回の委託につきましては、あくまでもその戦略を立てる基礎資料の調査になっております。ですから、長瀬町の現状はこうですよ。将来的にはこういうふうに持っていけばいいのではないのでしょうかという提案をしていただきます。それに基づいて町のほうで、町というか推進委員会も含めて、議会も含めて、では最終的にはこのような形で持てきましようというようなことですので、最終的につくるのは、あくまでも町がつくるということになります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） プロポーザル方式について説明してあげてください。

○企画財政課長（齊藤英夫君） プロポーザル方式というのは、例えば普通でいきますと一般競争入札または指名競争入札という入札方式がございます。通常でいけば金額を安く抑えるのであれば一般競争入札なり指名競争入札で行います。ただ、今回こういう計画を策定する場合に、お金だけ安く入れればいいのかというのはちょっと違う方向に進んでしまうと思います。安かろう悪かろうでは困りますので、そのために長瀬町がこういう事業をやるので参加してみませんかということを集集をするわけなのです。

〔「参加してみませんかという募集を」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） そうです。募集をいたします。

〔「ちょっと待って。大島議員は手も挙げてないんだよ。何で答えるの」

と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） 済みません。では、プロポーザルの話ですね。それなので、長瀬町の事業に興味を持たれた業者の方が応募します。応募して、いろいろこういうふうにするという計画を出してもらいます。それをヒアリングなり相手から聞き取り調査をします。どういうふうな考えで長瀬町に応募したのかという、内容はどうだということを審査しまして、長瀬町を一番考えていただく業者というのを選定いたします。ですから、その選定を、町で選定をして、この業者なら長瀬町のことを考えていただける一番いい業者ではないかということで選んで、そこと契約をさせていただくという方向でございます。ですから、一般競争入札や指名競争入札のように金額だけ安く落とすということでは、その内容がどんなものかわかりませんので、あくまでもこの計画がよいものになるような内容を提案していただいた方と契約をさせていただくために、あくまでも公募型で提案をしていただくということですね。提案をしていただいた内容で一番いい業者を選定させていただくということがプロポーザル方式ということになります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今言われたように何でも安ければいいという考えではないのですけれども、この540万というお金が、何で540万なのかというのが、私が例えば町民の人に聞かれた場合、その額がよくわからないのだよね。だから、例えば何か根拠があって、540万という根拠がわかれば教えてもらいたいのです

けれども。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、この540万円という予算の基礎というか根拠でございますが、3月補正のときに、地域創生先行型事業の補正をさせていただきましたが、その中で大体約1,000万という金額が出ております。その中で、人口ビジョンにつきましては324万という金額を3月のときに計上させていただいております。今回あわせて540万補正をお認めいただきました場合は、800万の消費税ということで864万ということで、大体ほかの市町村につきましても800万から1,000万ちょっとぐらいのところ委託をしているところが多いようでございます。ですので、国のほうの示された1,000万前後ということで、それより低い800万に消費税ということで積算をさせていただいております。ですから、864万にした根拠というのは、その1,000万近辺ということで、あとは周りの市町村の金額を参考にしながら800万に消費税ということで積算をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 大体5番議員と2番議員が質問をした内容を私も最初に聞こうと思ったのですが、今の質問と関連して、私ちょっとよくわからないので、もう一度聞きたいと思います。今最後に企画財政課長が、よその市町村では大体1,000万ぐらいで、長瀬町はそれよりもちょっと下げて800万ぐらい、860万という数字出しましたけれども、例えば長瀬町が、人口ビジョンでもいいのですよ、人口ビジョン、これから立ててもらって優秀な業者に充てていくのはわかります。だけれども、2番議員も言っている町側の何を求めているのかが業者に伝わっているのでしょうか。私は以前、蓬莱島のときもそう、業者が来て、業者さんはどういうプランがあるのですかと言ったら、業者は何も答えず、町は何かプランがあるのですかと言ったら、町にはプランがない。これと同じではないですか。町で例えば水色にしたいのだという希望があれば、業者が水色に近い、一番いい業者を選ぶ。だけれども、募集したらみんな黄色だ、赤だかの業者だったらどうするのか。私は、だから町に何かこういうことをしたいというのが根本的に1本筋が通ってなければ、業者に、さっき5番議員が言った、丸投げですかと言ったら、もうこれは丸投げですと答えてもらえないのではないですか。まずそれが1点。

それから、もう一点は、岩田地区のコミュニティセンター助成金になりますけれども、これはどういう補修をするのか。全部壊して新しいのを建てるのか。その内容をちょっとお示してください。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、町が何を求めて業者に委託をするのかということでございますが、今回委託するものにつきましては、前にもちょっとご説明いたしましたが、まず国の総合戦略があります。国の総合戦略を県が勘案して総合戦略を立てます。町としましては、県の総合戦略を勘案して町の総合戦略を立てなさいということになっております。それですので、基本的なものにつきましては、国の総合戦略を網羅したものをまず基本的に行います。その後に長瀬町独自の戦略、長瀬町の現状、課題というものを把握して、それから戦略を立てていくという形になります。ですから、今回プロポーザルで公募する場合は、まずは国の総合戦略を勘案したものが基本的になります。その中で、提案型の中にあります長瀬町独自のもの、こういうものを長瀬町でやったらどうでしょうかというような提案をさせていただきます。その提案がよければ町で採

用いたします。ただ、例えばA社が提案をしてくれた事業全てを町がのむわけではなく、その会社と契約をしましたら、町としてもこういうことを考えているので、これも入れてくださいよというようなものを新たにつけ加えます。ですから、提案が全て委託の内容になるものではございません。ですから、長瀬町をよくしていただくという意欲を持っている業者を選ぶわけですから、その選んだ業者に長瀬町としてはこういう方向で進んでいきたいのだと。そのために必要な資料なり統計なりをとってくださいと。また、アンケート調査についても同じです。例えば、子育て世代の人に重点的にアンケートをとってくださいとか、高齢者を重点に置いたアンケートをとってくださいというようなことは、町からその業者と打ち合わせをしながら、町の方針を伝えて、最終的には町が考えているというか、町で必要なものをつくっていくというようなことで進んでおりますので、全て丸投げということではなく、あくまでも長瀬町の政策に意欲のある業者を選んで、そこであとは町と協議をしながら、よりよい計画を立てていくような方向で進めていく計画でございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員のご質問にお答えします。

今回、高橋地区集会所については新築で、面積が87.36平米のものを建設する予定でございます。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） それでは、再質問をさせていただきます。

今新築をするということで、それがわかればそれでいいのでありますけれども、コミュニティセンターというのは、関連してちょっと総務課長にお聞きしますけれども、例えば中野上の和田のコミュニティセンター、これが競売にかかって、その競売が終了していると熊谷地方裁判所のホームページに載っている。例えば、この高橋地区で新築してあげて、そういうことは起きないのでしょうか。中野上の和田のコミュニティセンター、これ私違っているかもわかりません。ただ、地図からいくと、あそこはもうコミュニティセンターしか建物がないから間違いはないのだと思うのです。ちゃんと矢印がそこへ出ているので。この岩田区のコミュニティセンターも新築をしてあげるのであれば、そういうことが起こらないようにひとつお願いをしたいと思います。

それから、企画財政課長にいま一度聞きますけれども、言われていることはよくわかって、国で考えたことを県が考えて、町がそれに指導のもと、やっていくと。そこはよくわかりました。だけれども、町が何を望んで、では国の言うとおりの全部国、県指導で町のプランというもの、どんな、するビジョンがあるのかどうか。これだけのお金使っていくので、何かあるのだと思うのです。大まかな塗り絵状態でもいいのだと思うのです。国の指導があって、県の指導があつてつながっていくというのであれば。だから、そこを町としては何を重点、一番にしてやっていくのかどうか。以前から聞いている、この町内の町道整備をしてほしい、優先順位はどうなのですかと言っても、はっきり出てこないのと同じで、この補助金を使ってやるのに、町はその業者に何を望んでいるのかが、私だけ伝わらないのかどうかわからないのだけれども、ちょっとそこが全然伝わってこないのです。国が大体こういうふうにするかと決めて、県が、ではこれに色をつけて、ではそれに沿って業者をお願いして、その業者の中で選んできた、一番長瀬を思っている業者を選ぶ。これではちょっと本当に2番議員が言うように、大きなお金をぽつと動かすのに私もちょうと不安になってきているので、もう一度済みませんが、説明をお願いします。町の希望ね。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員のご質問にお答えします。

岩田高橋地区の自治会におきましては、集会所建設に当たりまして、平成26年4月10日付で地縁団体をとりまして、平成26年6月に建設用地の購入、高橋地区自治会の所有権移転の名義で登記が完了しております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 先ほど中野上の和田のあれが競売がかかっているというのは。

○総務課長（野原寿彦君） 申しわけありません。1点欠けた中野上の和田の集会所の競売の件について、ちょっと今把握していませんので、早速調べさせていただきます。よろしくお願ひします。

〔「あれは積み立てしてつくったんだよ」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

町のプラン、ビジョンがあるのかということでございますが、現在まだ確定はしておりませんが、一番の問題は人口減少が一番問題ですので、まず人口減少の抑制策、それと長瀬の場合、観光がありますので、観光振興による交流人口の増加を図って地域振興に役立てたいというようなことで今現在は、あくまでも確定ではなく予定ですが、その予定で進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 手おくれになると困るので、今先に手を挙げていたのだけれども、企画財政課長の答弁は、今8番議員が堂々めぐりだという話が出ましたが、私もそのとおりだと思うので、しっかりこれ仕上げていただくようお願いするしかないので、頑張ってください。

それから、中野上の和田のコミュニティセンターは、町のものではないと今そこらでちょっと聞こえたのだけれども、誰が言ったかわからないけれども。町のものではないといたって、コミュニティセンターに補助金が、では一銭も行っていないのかどうか、そこをお聞きします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のところはどういうお話が聞こえていったかわかりませんが、高橋耕地の話をお聞きしました。

〔「それはもう納得したんだからいいんだよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 何かそういう今ちょっと間違っただけをお耳にしたようでございますので。高橋耕地の皆さん、自分たちでお金を、積み立てをして現在までやってきていただいております。多分土地のほうも、耕地のほうで買い上げるといようなお話も伺っております。地主が貸すのではなくて買ってこれというお話もあるというお話でございますけれども、町のほうのお金を出すのではなくて、宝くじ協会のほうでいただいた10分の10を高橋耕地に回したいという私たちの意向でございますので、その意をお酌み取りいただきたいと思ひます。

それから、先ほどから地方戦略のお話が出ておりますけれども、私が就任いたしましたときから観光立町ということで皆さんにお話を申し上げております。ですので、この観光立町で進めさせていただきたいという思いが強うございます。

それと、当然子供さんが少ないですから、人口減少もどんどん進んでいるわけでございますので、第二小

学校区域に何とか子供をふやしたい、人口もふやしたいということで、そちらのほうの戦略を今考えているところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） どういう形でも、流れはどっちにしてもひもつきが来るのだよね。こういう国から来るだ、県から来るというのは、ひもつきで程度が悪いのが来るのですよ、今までの経験で。だから、ひもつきもよく選んでもらって、やるのならその事業を進めてください。反対ではないから。ただ、ひもつきのだよ。何たって程度の悪いのが来るのもあるし、いろいろな、経験が長いから知っているから。きょう初めて発言させてもらいますけれども、ひとつそこは注意してください。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第23号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の説明、採決

○議長（新井利朗君） 日程第14、議案第24号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岩田務君の退席を求めます。

〔4番 岩田 務君退席〕

○議長（新井利朗君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（新井利朗君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第24号 長瀬町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町監査委員新井利朗氏の任期が平成27年4月30日で満了となりましたので、後任として岩田務氏を選任することについて、議会の同意をいただきたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第24号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。
本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで退席しております岩田務君の出席を求めます。

〔4番 岩田 務君出席〕

○議長（新井利朗君） 長瀬町監査委員の選任については、同意することに決定しましたので、岩田務君に告知します。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（新井利朗君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本件について委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることは可決されました。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 以上で今臨時会における議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 臨時議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会は、選挙後初の議会でございますが、議長選挙を初め議会構成等も決まり、まことにおめでとうございました。

本日就任されました新井利朗議会議長を中心に、町民の期待に応えるべく、町政の発展のためにご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、今議会には、町政の重要案件5議案を提出させていただきましたが、いずれの議案も慎重にご審議いただき、ご議決をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

これらの審議の過程でいただきましたご意見やご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

6月に入りますと、いよいようっとうしい梅雨の季節を迎えます。皆様には健康にご留意され、町政進展のためにますますご活躍されますことをご期待申し上げまして、甚だ簡単ですが、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日はまことにありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（新井利朗君） これをもちまして平成27年第2回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 零時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 7月23日

臨時議長 野口 健二

議長 新井 利朗

署名議員 井上 悟史

署名議員 田村 勉

署名議員 野原 隆男